標準旅行業約款(受注型企画旅行契約) QR#F: 消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

- 第1章総則 (適用範囲) 第1条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約(以下「受注型企画旅行行制力といいます。)は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令文は一般に確立された信誉によります。
 2 当社が法令氏文性ず、かっ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだとさ
 は、前項の規定にかかわらず、その特別が優先します。

- 等の支及人は仏球医動を吸い ア・フェニン 旅行契約の対象 象 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、 送・宿泊職関等の機能する運送。宿泊その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サー ス」といいます。) の機能を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを 一窓によった。
- **宇配代1741** 奏 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は 邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがありま

第2章 契約の締結

- (企画書画の文付) 第5条 当社は、当社に受き型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったとさは、当社の実務との巻があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日限、旅行サービスの内容、旅行代金での他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下 (企画書面)にいて企画部面において、旅行代金の内房として企画に関する企画の内容を記載した当面(以下 (企画書面)にいています。) を受けします。 3 当社は、前項の企画事面において、旅行(金の内房として企画に関する取扱料金(以下「企画料金)といいます。) の金剛を記しています。)に、「会社の中込み」 (受勢の中込み) 第6条 前条第一項の企画事面に記載された企画の内容に関し、当社に受け、いいます。)に対していませた。」といいます。)といいます。)に対していませた。当社に受け、いいます。)に対しています。(以下「申込書)は、当社に受け、といいます。)に対しなければなります。
- 3.87%。 条第1項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に通信契約の申込みをしよう "る旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなけれ
- りません。 埋の中込金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された金画料金を含みます。) 販房料着しくは違約料の一部として取り扱います。 建造金画新行の多加に誤し、特別な配金を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出 ださい、このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。 の中出に基づき、当社が所付者のために議じた特別が措置に要する費用は、旅行者の あい申出に基づき、当社が所付者のために議じた特別が措置に要する費用は、旅行者の
- (担とします。 (**契約締結の拒否)** 7 **条** 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあ
- 」。 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあ
- es。 信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効 8.等.旅行者が旅行代金等に保る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約 (2)

- 19 日本の本、新行者が解析代金等に係る債務の一部又は全部を発展設在のハーアコミ列をい に知って決定できないとき。 に知っては必定を持てきないとき。 に知ってはから、最小問題、基力問題構成員、基力問題係る、基力問題係企業又は総会屋等 その他の反社会的勢力であると認められるとき。 (4) 旅行者が、当社に対して暴力的な要が行為、不当な来が済、取りに関して脅迫的な 言節若しくは基力を削いる行為なはこれらに準する行為を行ったとき。 (5) 旅行者が、風波を添れし、偽計を削い者しくは成力を削いて当社の信用を受損し着し くは当社の実施を妨害する行為を行ったとき。 (6) その他当社の業務上の都合かあるとき。

- (6) ゼン旭当社の大阪はよい知り、 保険的放送時期行程時は、生活が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込金を受理 第6条 支出生産品額利行程時は、生活が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込金を受理 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が接行者に 到達した時に成立するものとします。
- 到達上時に成立するものとします。 (契約書面の気持つ) (9 条 当社は、前条の定める契約の成立後進やかに、旅行者に、旅行目程、旅行サービス の内容、旅行役をへめ他の旅行を投び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契 約書面)といいます。)を交付します。 当社は、第5条第1項の企画部面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を 師項の契約書面において明示します。 当社が支管建設の旅行契約により。 は、第1項の契約書面において報でします。

第3章 契約の変更

- (契約内容の変更) 第13条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行更 約の内容(以行「契約内容」といいます。) を変更するよう水めることができます。この場 合において、当社は、可能な限り旅行者の水のに応じます。 2 当社は、天児後恋、戦乱、暴動、運造・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の 命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が とした場合において、旅行の変色かつ円滑など最を図るためやを得ないとは、旅行者 にあらかしめ速やがに当該事由が関与し得ないものである理由及び高級事由との国来関係 をないとようます。 をないとは、京任者を記している。 「海行件金の緩の変更」

- することかあります。 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行策約の成立後に当社の實に帰すべき事由によらず当該利用人 員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行後の報を変更すること

- があります。 (旅行春の交替) 第15条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位 を第三常に譲り渡すことができます。 2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用版に所定の事 項を記入の上、所立の金額の季報料ととちは、当社に関出しなければなりません。 3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、 旅行契約上の地位を譲り受けて第二者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切 の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

- (施行者の解除権)
 第16条 旅行者は、いつも別志等 11 に定める原料を当社に支払って受注整合画旅行契約を解除するとができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝源への旅行者の署名なくして政府料の支払いを受けます。
 2 旅行者は、記憶がる場合において、前項の規定におかわらず、旅行間始前に取消料を支払うとなく受注整心画旅行契約を解除することができます。
 (1) 当社はよって契約的等が変更を抗たとき。ただし、その変更が別波第 2 上欄 (左欄) (2) 第14条第 1項の規定に基づいて旅行性金が増加されたとき。
 (3) 天災地変、戦乱、悪熱、悪逆・宿泊機関の旅行サービス機の中止、官公署の命令との他の事由が生した場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極限で大きいとき。
 (4) 当社が旅行者に対し、第10条第 1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

- (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。 旅行者は、旅行開始版において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の腹にかかわらず、取消料を支払うことが、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を網除することができます。 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に張る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰す、全事申にようない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取得、企業申にようない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取得、違約料準。違約料での他の既に支払い、又はこれから支払かなければならない賃用に係る金額を差し引いたらなを指すに払い。
- 引いたものを終行者に払い戻します。
 (金**社の解除権等・旅行機時の解除**)
 17 第 当社、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型 (国際所行政免を解除することがあります。)
 (1) 旅行者が構筑。必要な分物者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと 20 旅行者が他り旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあ
- (1)
- (2)

- とき。 契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等 が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って
- (6) 通信矢炉を取取している。 旅行者が影けた金字に係る債務の一部又は全部を矩阵実化サイン 次調できなくなった。 次調できなくなった。 が成立されています。 場所者が第12条前、項の契約事態に定量する間までに設計であると支払わないときは、 当該期目の翌日において旅行者が受往整金画旅行契約を解除したものとします。この場合 において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の連約料を実 いわいればなりません。
- いし、旅行台は、当にしめし、明末申14点とのの取得杯に担当する線の極利杯を欠 なければなりませる機構・旅行開始後の複線) 集 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明し 受注型企画旅行発射の一部を解除することがあります。 旅行者が明え、必要が内着なった在その他の事相により旅行の継続に耐えられないと
 - (1)

- 旅行者に払い戻します。
 (施行代金の私果し)
 第19条 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又 は前3条の製定により受注型企画旅行現場が解除された場合において、旅行者と対し払い 戻すべ金金額が生じたときは、旅行開始前の解除による起戻しにあっては解除の翌日から 起算して7日以内に、減知以往所間輸後の解除による起戻しにあっては解除の翌日から 起算して7日以内に、減知以は所間輸後の対象による地层としたあっては解除の翌日から 起算した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。 3 当社は、旅行者と通信契契を締結。た場合であって、第14条第3項から第5項までの規 定により旅行代金が減額された場合とは前3条の規定により通信契約が解除された場合に おいて、旅行者に対し当気を額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の 解除による私民しためっては契約書面に記載した旅行等と1日の翌日から登算して30日以内 解除による私民した場合では一般的の翌日から建りして7日以内に、減額以は採門樹屋の 解除による私民した場合では一般の翌日から建りして7日以内に、減額以は所間始後の 解除による私民しためっては契約書面に記載した旅行後に対し、減額、20日以内 解除による私民しためっては契約書面に記載した旅行後、1日と、1日との 第6年による私民した場合では、1日とのこれが表現していました。 第7日による私民した場合では、1日といまでは、1日と
- ッ。 頻 28 条又は第 31 条第 1 項に規定するところにより旅行者又は当社が損害 使することを妨げるものではありません。
- 3 前2項の規定は第28条又は第31条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害 賠償助床権を行使することをが行るものではありません。 (契約職務金の機器手配) 第20条 当日は、第18条第1項第1号又は第4号の規定によって旅行開始候に受注型企順 旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行デービスの平屋の目を受けます。 前2項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第5章 団体・グループ契約

- (関体・グルーブ契約) 第21条 当社は、同じ行程と同時に終行する模数の終行者がその責任ある代表者(以下「契 対責任者)といいます。)を定めて申し込んだ受法型企画旅行契約の締結については、本章 の規定を適用します。 (契約責任者) 第22条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グルーブを構成する旅 行者(以下「構成者」といいます。)の受法型企画旅行契約の総結に関する一切の代理権を 有しているものとかなし、当該団体・グループに係の旅行業約に関する取引及び第28条第 1項の業務は、当性が定める日までは、構成者の名標を当社に提出しなければなりませる。 3 当社は、契約責任者が構成さませて即に供い、又は特殊負うことが予測される情報スは 義務については、何らの責任を負うものではありません。 4 当社は、契約責任者が構在した情報者を契約責任者とかなたます。 (契約責任者が遅れたた情報者を契約責任者となんます。 (契約責任の特別)

- じめ東沙青任者が選任した特別を6とアウスルール (契約度立の仲制) 第2条 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第6条第1項 の根定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承載

第6章 旅程管理

- (旅程管理) 第24条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対 し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合に

- ♥ 等の表別。 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第 24 条各号に掲げる業 地当談受注型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせ
- のりょり。 5乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 20 時ま
- でとします。 (保護措置) 第27条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により卑議を要する状態にあると思かた ます。これが当社の裏に帰す ときは、必要と指揮を譲することがあるます。この場合において、これが当社の裏に帰す とは、は、なるとなった。とは、当該措置と同じはできるの故にであれなわれなればなりません。 当該費用を対応が確定する明白までに当社の相定するの故にであれなわなわればなりません。

第7章 青 任

- 又に選大な恋がかめの確古で呼にますが、していかいない。 (特別構造) 第29条 当社は、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別縣特別 補償販程で売るところにより、旅行者が受足型企画旅行参加中にその生命、身体又は手 荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払い ユー
- :す。 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づ いて支払うべき相索賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該
- いて支払うべご根報時機金の朝の原度において、当は加支払うべご削収の価限金に、当該 網書階値金とみなします。 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前 条第1項の規定に基づいて支払うべき根書階値金(前項の規定により相等階値金とみなさ れる補償金を含みます。)に相当する額だけ解論するものとします。 当社の受法型の施所背を加申の所行者を対象として、別途の解行代金を受くして計か実 施する募集型金画旅行については、受注型金画旅行契約の内容の一部として取り扱います。 (物理保証)

- 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき旅行代金に18%以上の当社が定める単を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して1受注型金融所行につき支払っくき変更補償金の額が1000円未満であるさき、社社、変更補償金を支払いません。
 計社が第1項の規定に基づく変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第28条第1項の規定に基づる責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者計当該変定に係る変更補償金を当社に返還したければなりません。この場合、計社に、同項の協定に基づく責相部結復金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した報告を支払います。
- 故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠
- 31条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければ、
- なりません。 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受衝するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第8章 弁済業務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合)

- (弁済業務保証金) 第32条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂 4 丁目 2 番 19 号赤坂シャスターストとル)の保証社員になっております。 2 当社と受注型位面旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業務会が終土している弁業等務保証金から100万円に造するまで弁済を受けることができます。 3 当社は、旅行業法第 49条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりませた。

1 国内旅行に体の取得料	
区 分	取消料
(1) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書	企画料金に相当する金額
面において企画料金の金額を明示した場合に限る。) ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目	旅行代金の 20%以内
(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる	旅行代金の 30%以内
場合を除く。) ニ 旅行開始日の前日に解除する場合 ホ 旅行開始日日に解除する場合(へに掲げる場合を除	旅行代金の 40%以内 旅行代金の 50%以内
く。) へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の 規定によります。
備者 (1) 取消料の金額け 契約書面に明示します	

備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項 に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

区 分 取 消 料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約(次項に掲げる旅行
契約を除く。) 大型を除い。)
イ ロから二までに掲げる場合以外の場合(当社が契約書 面において企画料金の金額を明示した場合に限る。) 取 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合 を除く。) 企画料金に相当する金額 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる 旅行代金の 50%以内 場合を除く。) - 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合

(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約 ロからホまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 90 日目 に当たる日以降に解除する場合(ハからホまでに掲げる

- 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 に当たる日以降に解除する場合 (ホに掲げる場合を除

旅行代金の 80%以内 く。) 京 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目 に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 (3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画 旅行契約

(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。(2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項 に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

the same data file A and a factor and the same of the	一件あたり	一件あたりの率 (%)	
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後	
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行 終了日の変更	1.5	3. 0	
2 契約書面に記載した入場する観光地又は 観光施設(レストランを含みます。)その他 の旅行の目的地の変更	1.0	2. 0	
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は 設備のより低い料金のものへの変更(変更 後の等級及び設備の料金の合計額が契約書 面に記載した等級及び設備のそれを下回っ た場合に限ります。)	1.0	2. 0	
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は 会社名の変更	1.0	2.0	
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2. 0	
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との 間における直行便の乗継便又は経由便への 変更	1.0	2. 0	
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は 名称の変更	1.0	2.0	
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種	1.0	2. 0	

- 文学が適回に乱破した面に内閣がや基立が増 1.0 次 親、設備、製造や他の客客の条件の変更 1.1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に適知し た場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に適 加した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通 2.2 液定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と認め表す。
- た上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の 記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との
- 間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 : 3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものであ
- は3 あってスはあます。 あって、橋りの東文に前の恵と傾向が自由な幅の利用を伴うかいこの る場合は、10年でありませ、上で取り扱います。 注4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いも のへの変更を行り場合には適用しません。 注5 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数 っても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

ツーリズム豊後大野

〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場 606-3

Tel:0974-22-3706 FAX:050-3730-6057

大分県知事登録旅行業地域-199号

国内旅行業務取扱管理者 芝崎聡通